リハビリテーションカレッジ島根 感染症に係る学内ルール Ver.16 [学生用]

令和6年4月1日より、本校の新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの対応を以下に変更します.

[マスクの着用について]

- ・学内でのマスク着用は個人の判断とします. ただし、流行が確認された場合や授業形態によっては、マスクの着用をお願いすることがあります.
- ・外部実習においては原則としてマスクの着用をお願いします.
 - ※実習開始後は施設の指示に従ってください.

[健康管理表について]

・実習施設からの求めがあれば、「体調管理表(ペーパー)」に記入することがあります.

[公欠について]

- ・感染症により学校を休む場合は公欠の扱いとなります。ただし、「公欠願」を提出する際には必ず診断書を添付してください。診断書がない場合は公欠の扱いを受けることができません。
- ①新型コロナウイルス感染症
 - ・発症翌日から5日間を自宅療養期間とし、出席停止とします.
 - 5 日経過後 症状なし→登校可
 - 症状あり→症状回復から24時間経過後に登校可
 - ・陽性者は発症翌日から 10 日間はマスクの着用をお願いします.
- ②インフルエンザ
 - ・学校保健安全法第19条に基づき、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たすまでの期間は登校できません、原則として主治医の指示に従ってください。

[学校への報告について]

・学生本人および同居家族に感染確認があった場合、濃厚接触が疑われる場合は引き続き学校(担任) への連絡をお願いします.

[2024年4月1日より適用]